

令和3年7月20日

第1回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 1 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 7 月 2 0 日(火) 午前 1 0 時 1 5 分～
於： 指宿市役所指宿庁舎 (3 階大会議室)

- 1 議事日程

日程第 1 会長の選出について

日程第 2 会長職務代理者の選出について

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議事録署名委員の指名について

日程第 5 農地部会・振興部会の設置について

日程第 6 農地利用最適化推進委員の委嘱の決定について

1 出席委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 徳 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

振興係長

振興係主査

振興係主事補

人・農地プラン推進室長

(農業委員会事務局参事)

人・農地プラン推進室主幹兼推進係長

(農業委員会事務局振興担当主幹)

西 村 里 志

堀之内 秀一郎

東 川 善 久

吹 留 義 輝

向 吉 真 一

今 吉 蓮 樺

嶺 元 和 仁

前 田 昭 市

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午前10時15分
事務局長	ただいまから第6期第1回農業委員会を行います。 全員ご起立をお願いいたします。 一同礼。 ご着席ください。 おはようございます。私は、農業委員会事務局長の西村といいます。 本日は、任命後最初の委員会でありますので、臨時議長が選出されるまでの間、私の方で進行をさせていただきます。 なお、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、本日の委員会招集者は、指宿市長であります。 では、ただいまから臨時議長の選出を行います。 お諮りいたします。 臨時議長の選出につきましては、地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」という規定がございます。これを準用いたしまして、年長委員の方に臨時議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
事務局長	ご異議なしということですので、本日出席されています委員の皆様の中では、「蓑田六雄」委員が最年長委員となります。 それでは、「蓑田六雄」委員よろしくをお願いいたします。
臨時議長	ただいま臨時議長の指名を受けました、「蓑田六雄」でございます。 会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。 議事の進行上、仮議席を指定いたします。 仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。 それでは、任命後はじめての委員会ですので、1番委員から順次自己紹介をお願いいたします。委員の皆様の紹介が終わりましたら、事務局職員も続けてお願いいたします。
委員	(1番委員から順次自己紹介)
事務局	(事務局職員自己紹介)
臨時議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの出席人員は、定足数に達していますので、これより第1回指宿市農業委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。 まず、日程第1「会長の選出」を議題といたします。 会長の選出にあたりましては、立候補と推薦の2通りあるかと思いますが、どのようにするべきか、お諮りいたします。 暫時休憩いたします。

	(休憩)
	休憩前に引続き会議を開きます。
	お諮りいたします。
	会長の選出は、推薦をもって行うことにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
臨時議長	ご異議なしと認めます。
	それでは、どなたかを推薦願います。
13番委員 (仮議席)	第5期では、蓑田会長に指宿の農業を先頭に立って推進してもらいました。今期も継続してお力を発揮していただき、さらに指宿の農業を推進していただきたいと思いますので、「蓑田六雄」委員を推薦します。
臨時議長	ただいま臨時議長「蓑田」が推薦されました。そのほかの委員を推薦される方はありませんか。
委員	「なし」の声あり。
臨時議長	そのほかに推薦される方はおられないと判断いたします。
	推薦されました委員は、臨時議長の「蓑田」だけですので、推薦をお受けいたします。
	お諮りいたします。臨時議長「蓑田」を会長に決定することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
臨時議長	ご異議なしと認めます。
	よって、「蓑田六雄」が会長に決定されました。
	会の進行上、ここで会長承諾を兼ねました就任あいさつをさせていただきます。
	ただいま推薦されまして、会長を引き受けることになりました蓑田です。
	我々のモットーは、使える農地を、使えるうちに、使える人にをモットーにして、皆さんと協力して指宿市の農業が発展するように頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	次は、日程第2「会長職務代理者の選出」を議題といたします。
	会長職務代理者の選出につきましては、立候補と推薦の2通りがあるかと思いますが、どのようにしたらよいか、お諮りいたします。
	暫時休憩といたします。
	(休憩)
	休憩前に引き続き会議を開きます。
	お諮りいたします。
	会長職務代理者の選出は、推薦をもって行うことにご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 それでは、どなたかを推薦願います。
7 番委員 (仮議席) 議長	5 番の「松木茂久」委員を推薦します。 5 番委員が推薦されました。 他の委員を推薦される方はありませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 そのほかに推薦される方はおられないと判断します。 推薦されました 5 番委員は推薦を受ける、若しくは断るの意思表示をお願いいたします。
5 番委員 (仮議席) 議長	お受けいたします。 ただいま、推薦を受諾するとの意思確認をいたしました。 それでは、5 番の「松木茂久」委員を会長職務代理者に決定することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって会長職務代理者に 5 番「松木茂久」委員を決定いたします。 会長職務代理者の承諾を兼ねまして、就任のごあいさつをお願いいたします。
5 番委員	ただいま会長職務代理者に推薦されました、松木でございます。 若輩者ではございますが、会長を支えながら皆さんと一緒に農業委員会を盛り上げていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
議長	次は、日程第 3「議席の指定」を行います。 議席は、農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、くじで定めとなっております。 暫時休憩といたします。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。 仮議席の番号順にくじを引いていただきます。 (全委員くじを引き着席する。) 議席が決定しましたので発表いたします。 3 番「田中」委員、4 番「西山」委員、5 番「澤山」委員、6 番「西川路」委員、7 番「徳留博昭」委員、8 番「田代」委員、9 番「永吉」委員、10 番「内藺」委員、11 番「西村」委員、12 番「徳留幸信」委

	員，１３番「井手」委員，１４番「奥村」委員，１５番「井元」委員，１６番「前田」委員，１７番「生川」委員，１８番「濱田」委員，１９番「川畑」委員となりました。それでは，ただいま着席されています仮議席から本議席へ移動をお願いします。 （各委員，本議席へ移動） 次は，日程第４「議事録署名委員の指名」をいたします。 本日の議事録署名委員につきましては，会議規則第４１条の規定により，３番委員と４番委員を指名いたします。 次は，日程第５「農地部会・振興部会の設置」について議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 日程第５「農地部会・振興部会の設置」についてをご説明いたします。 委員の皆様は，指宿市農業委員会部会規程第３条の規定により，農地部会，振興部会のいずれかに所属することとなっております。 以前は，慣例によりまして議席の偶数，奇数で所属部会を決めておりましたが，担当地区で偏りが生じることも予想されたため，事務局において，各地区に偏りが生じないようお示しのとおり設定しました。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。 ただいま，事務局の説明のとおりであります。 お諮りいたします。 日程第５「農地部会・振興部会の設置」につきましては，各部会への委員振り分けも含めまして，事務局提案のとおりとすることにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって，日程第５「農地部会・振興部会の設置」につきましては，事務局提案のとおり決定いたします。 暫時休憩いたします。 （休憩） 休憩前に引き続き会議を開きます。 ご報告いたします。 農地部会長に９番委員が，副部会長に５番委員が，また，振興部会長に３番委員が，副部会長に１７番委員が選出されました。 選出されました部長，副部長の皆様よろしく願いいたします。 次は，日程第６「農地利用最適化推進委員の委嘱の決定」についてを議題といたします。

事務局

事務局に説明を求めます。

日程第6「農地利用最適化推進委員委嘱の決定」についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

また「指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」で定数を19名と定めております。

農地利用最適化推進委員については、2月1日から3月31日まで募集を行った結果、定数19名に対し20名の推薦及び応募がありました。

6月18日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された推薦書及び応募届出書を基に、評価を行いました。

評価内容としましては、認定農業者該当の有無、年齢要件、担当地区割りのバランス等のほか、推進委員活動への熱意や農業に対する知識、見識などの評価を行いました。

評価の結果、指宿地区7名、山川地区7名、開聞地区5名の計19名を農地利用最適化推進委員の候補者として選出し、6月25日開催の第36回農業委員会において候補者として承認していただきました。

本日は、19名の候補者への委嘱の決定につきまして提案するものです。

なお、本日、委嘱決定の承認をして頂いた場合は、8月2日、月曜日に委嘱状の交付を行うこととしております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

お諮りいたします。

日程第6「農地利用最適化推進委員の委嘱の決定」につきましては、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6「農地利用最適化推進委員の委嘱の決定」につきましては、原案のとおり承認いたします。

なお、農地利用最適化推進委員への委嘱状の交付につきましては、8月2日、月曜日の午後2時から、鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎3階会議室で行いますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。

以上で、本日の委員会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて第1回指宿市農業委員会を閉会いた

議長

委員
議長

事務局

します。
ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午前10時50分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員3番委員

議事録署名委員4番委員